

「矢板市手話言語条例」 概要

1 条例の目的

この条例で何を指すの？



手話が言語であるという認識に基づいて、手話への理解促進及び、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係団体の役割を明らかにし、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現を目指します。

2 基本理念

みんなで大切にしていこう考え方は？



手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者等が**手話による意思疎通を図る権利を有する**ことを前提とした上で、**全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う**ことを基本理念として行っていきます。

3 市の責務

市は何をするの？



手話に対する理解の促進及び手話の普及に必要な施策に総合的かつ計画的に推進していきます。

- ①手話に対する理解の促進及び手話の普及
 - ②手話による情報発信の促進及び手話を使いやすい環境づくり
 - ③市民等の手話を学ぶ機会の確保その他の手話による意思疎通の円滑化
- ◆①～③のほか、市長が必要と認める施策があれば適宜推進していきます。
- ◆市は施策の実施に関し、ろう者等、関係団体その他の必要な者の意見を聴くものとします。

4 市民等/事業者/関係団体の役割

私たちがすべきことは？



市民等：手話に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力

事業者：手話に対する理解を深めるとともに、ろう者等が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備

関係団体：手話に対する理解を深めるとともに、市の施策への積極的支援・協力

5 財政上の措置

矢板市は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

6 施行期日

いつから始まるの？



令和8年4月1日に施行となりました。

